

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成25年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	建設業債権保全基金 （下請債権保全支援事業）
法人名	（一財）建設業振興基金
基金額（国庫補助金等相当額）	5,862百万円（5,862百万円）（平成25年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	・中小・中堅の下請建設企業等の債権の保全を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の有する工事請負代金等の債権の支払を保証する場合に、保証料負担の軽減を図るとともに、保証債務が履行された場合における損失補償の実施

2. 見直し結果（平成25年度）

項目	講ずる措置						
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））							
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度末						
次回の見直し時期	○ 平成26年度に実施する。						
基金事業の目標	○ 下請建設企業等の有する債権の保全を促進し、下請建設企業等の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図る。						
目標達成度の評価	—						
基金の保有割合	○ 0.82						
基金の保有割合の算出	<p>（算出に用いた方式）</p> <p>保有割合 $= \text{H24年度末の基金額} \div (\text{損失保証限度額（残枠）} + \text{事業費（平成25年度見込み額} + \text{平成26年度見込み額）})$ $= 58.6 \text{ 億円} \div (48.55 \text{ 億円} + 8.71 \text{ 億円} + 14.55 \text{ 億円})$ $= 0.82$ </p> <p>（算出に用いた数値）</p> <p>直近年度末の基金額：平成24年度末の基金額：58.6億円 損失保証限度額（残枠）：48.55億円 平成25年度の事業費：8.71億円 平成26年度の事業費：14.55億円 管理費：0億円</p>						
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	<table border="1"> <tr> <td>使用見込みの低い基金等の該当の有無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）</td> </tr> </table>	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無	〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載）		（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	
使用見込みの低い基金等の該当の有無	無						
〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載）							
（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）							
その他							

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。